渋谷区

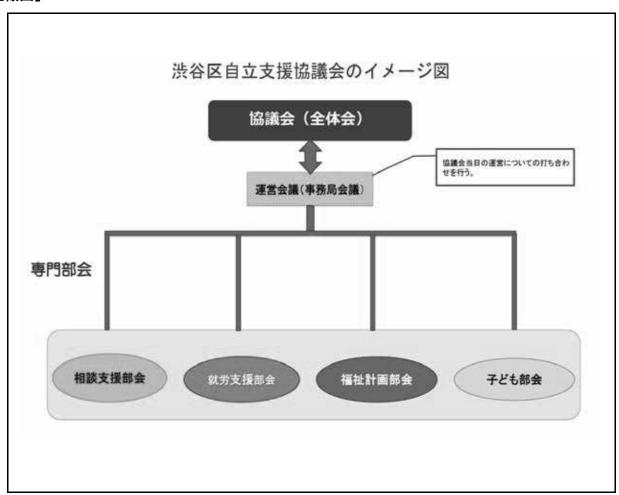
【名称】 渋谷区自立支援協議会

【ホームページURL】 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/shogaisha/jiritusien_kyougikai01.html

【設置年月】平成24年12月

【運営方法】直営

【組織図】



【相談支援体制の整備状況】

基幹相談支援	委託相談	指定一般相談 支援事業所数		指定特定相談	指定障害児相談	
センター数 支援事業所数		地域移行	地域定着	支援事業所数	支援事業所数	
1	2	5	5	16	10	

【地域生活支援拠点等の整備状況】

整備状況整備時期		整備類型		
整備中	未定	面的整備型		

【日中サービス支援型共同生活援助の有無】

日中サービス支援型共同生活援助の有無

	H 000-7-0-7-0-7-0-7-0-7-0-7-0-7-0-7-0-7-0
開設の有無	開設時期
なし	_

【全体会及び専門部会の活動回数及び委員数】

全体会の活動回数及び委員数

専門部会の活動回数及び委員数

全体会				
回数	委員数			
4	16 (2)			

部会名	回数	委員数
相談支援部会	6	14 (0)
就労支援部会	9	21 (0)
福祉計画部会	3	14 (2)
子ども部会	5	26 (0)

※「委員数」の():当事者の立場で委員に就任されている方の人数(再掲)

【全体会の委員構成及び活動内容】

(1)委員構成

種 別	人数	種 別	人数	種 別	人数
学識経験者	2	医療関係者	2	保健所	0
教育関係機関	1	雇用関係機関	2	企業	0
障害当事者·家族·関係団体	4	身体 · 知的障害者相談員	0	相談支援事業者	2
障害福祉サービス等事業者	3	社会福祉協議会	0	法曹関係者	0
民生委員•児童委員	0	地域住民	0	行政職員(区市町村)	0
行政職員(都)	0	その他	0		
		1			
合 計	16				

委員名簿

No.	役 職	氏 名	所 属	種別	備	考
1	会長	高橋 幸三郎	東京家政学院大学 名誉教授	学識経験者		
2	副会長	本田 道子	渋谷太陽の会 会長	障害当事者·家族·関係団体		
3		浦野 耕司	明治学院大学社会学部福祉学科 非常勤講師 渋谷なかよしぐるーぶ 事務局長	学識経験者		
4		大日方 邦子	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会 副会長	障害当事者·家族·関係団体		
5		堀口 智子	渋谷区手をつなぐ親の会 会長	障害当事者·家族·関係団体		
6		粟野 達人	渋谷区障害者団体連合会渋谷区聴覚障害者協会 事務局長	障害当事者·家族·関係団体		
7		瀬古 庸子	渋谷区社会福祉協議会 障害者支援課長	相談支援事業者		
8		青木 徹	地域活動支援センターふれあい 施設長	相談支援事業者		
9		中島 浩志	渋谷区公共職業安定所専門援助第二部門 統括職業指導官	雇用関係機関		
10		須藤 シンジ	NPO法人ピープルデザイン研究所代表理事	雇用関係機関		
11		大和田 耕平	東京都立光明学園 進路指導部主任	教育関係機関		
12		木実谷 哲史	渋谷医師会理事 木実谷医院院長	医療関係者		
13		坂本 眞理子	渋谷区歯科医師会元代々木歯科医院院長	医療関係者		
14		原 真衣	NPO法人ヒューマンケアクラブ ストライド ストライドクラブ 施設長	障害福祉サービス等事業者		
15		野崎 克己	作業所連絡会NPO法人渋谷神宮前 ワークセンターひかわ 所長	障害福祉サービス等事業者		
16		三宅 聖子	渋谷区生活実習所つばさ 施設長	障害福祉サービス等事業者		

(2)活動内容

障害福祉推進計画の進捗管理/地域生活支援拠点の整備に向けた検討/基幹相談支援センターからの報告に対する検討/各専門部会からの報告に対する検討など

【専門部会の委員構成及び活動内容】

(1)委員構成

部会種別	相談支援部会	就労支援部会	福祉計画部会	子ども部会
学識経験者	1	0	2	0
医療関係者	0	1	0	2
保健所	0	0	0	0
教育関係機関	0	1	0	1
雇用関係機関	0	2	0	0
企業	0	0	0	0
障害当事者·家族·関係団体	0	0	4	3
身体·知的障害者相談員	0	0	0	0
相談支援事業者	2	0	0	0
障害福祉サービス等事業者	0	13	3	11
社会福祉協議会	7	2	0	0
法曹関係者	0	0	0	0
民生委員•児童委員	0	0	0	0
地域住民	0	0	0	0
行政職員(区市町村)	4	2	5	9
行政職員(都)	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	14	21	14	26

(2)活動内容

部会名称	活動内容
相談支援部会	・各相談支援事業所間の情報共有・課題検討 ・基幹相談支援センターについて情報共有・課題検討 ・相談支援の質の向上に向けた研修
就労支援部会	・一般就労グループと福祉就労グループに分かれて活動 ・一般就労グループは区役所内での就労体験実習 ・福祉就労グループは障害者福祉から高齢者福祉への連携に向けた取組
福祉計画部会	・障害福祉推進計画の進捗状況の確認 ・次期計画策定に向けてのデータ収集
子ども部会	・子育て世代への支援に関するサービス・制度の現状把握と情報共有 ・「切れ目の」現状とその要因の把握、改善案の提案 ・保護者・家族同士の情報共有の場作り

【地域協議会の活動状況】

- 1 協議会の協議事項(複数回答)
 - ① 相談支援事業の運営体制に関すること

相談支援部会等での検討内容を全体会で報告・協議

② 就労支援に関すること

就労支援部会での検討内容を全体会で報告・協議

④ 高齢者福祉サービスとの連携に関すること

相談支援部会や就労支援部会での検討内容を全体会で報告・協議

⑤ 困難事例等の解決に向けた検討に関すること

相談支援部会、子ども部会等での検討内容を全体会で報告・協議

⑥ 関係機関や他分野のネットワークに関すること

各専門部会での検討内容を全体会で報告・協議

⑧ 障害者差別解消法や条例、権利擁護に関すること

相談支援部会等での検討内容を全体会で報告・協議

⑨ 地域生活支援拠点等の整備に関すること

地域生活支援拠点等の整備の進捗状況を報告・協議

⑩ 障害福祉計画等に関すること

福祉計画部会等での検討内容を報告・協議

⑪ 地域自立支援協議会の運営に関すること

来年度の専門部会の構成案について報告・協議

③ その他(災害時の対応に関すること)

令和元年台風第19号への対応について報告・協議

2 協議会としての役割(複数回答)

② 情報共有・情報発信

相談・就労・子ども各分野における課題や事業の進捗等を共有

③ 分野を越えてのネットワークの構築

全体会や各専門部会において他分野との連携を構築

⑤ 地域課題の整理

各専門部会から課題を抽出し、計画の進捗管理と併せて整理

⑥ 課題解決に向けての検討

抽出した地域課題について検討

⑦ 障害福祉計画等の進捗管理や調整

全体会の開催ごとに障害福祉計画等の進捗状況を確認・報告

⑨ 構成員の資質向上・研修の場

相談支援部会と基幹相談支援センターが協力して研修実施

⑩ 権利擁護・虐待防止

基幹相談支援センターからの報告により情報共有

3-1 協議会における地域課題 あがっている

- 3-2 地域課題の把握方法(複数回答)
 - ①アンケート、ヒアリング等
 - ②全体会、専門部会、各種連絡会等

- 3-3 地域課題に対して取り組んだ、又は取り組んでいる内容(複数回答)
 - ① 相談支援の質及び量

相談支援部会と基幹相談支援センターが協力して、支援の質を向上させる目的で、事例&スキルアップ研修会 等の研修会を開催

④ 高齢福祉分野との連携

相談支援部会や就労支援部会の部会員が地域のケアマネジャー勉強会や区のケアマネジャー研修会等に参加

⑤ 福祉人材(マンパワー)の確保

人材育成・確保をテーマに障害福祉サービス等従事者を対象としたアンケート調査を実施

⑦ 医療的ケア

重症心身障害児施設への施設見学会を実施

⑧ 障害児支援

子ども部会において、子ども発達相談センター、保育課、保健相談所、家族団体と連携して支援の切れ目について協議

9 教育支援

子ども部会において、指導室特別支援教育係、教育センターと連携して支援の切れ目について協議

⑩ 就労支援

就労支援部会において、区役所実習や区内の就労支援事業所に利用者の高齢化についてのアンケートを実施

(12) ライフステージを通じた支援

ライフステージを通じた切れ目のない支援を実現するため、各部会を通じて具体的に切れ目の発生するタイミングや内容等の事例収集・課題整理を実施

4 協議会における当事者の参画状況

(当事者の委員がいる区市町村)

4-1 多様な当事者の委員(障害や難病の種別、性別、年齢等)が参加していくにあたり、取り組んでいること、課題になっていること

音声、言語、聴覚障害を有する委員に対する情報保障(全体会や意見交換会では手話通訳者を配置しているが、専門部会については予算措置がされていない活動につき手話通訳者を配置していない。)

(地域協議会を設置している区市町村)

4-2 当事者の委員だけではなく、地域で生活する多様な当事者(障害や難病の種別、性別、年齢等)の声を吸いあげられる協議会にするために、取り組んでいること、課題になっていること

3年に1回アンケート調査を実施しているが、全数調査ではないことと回収率の低さから一部の当事者の声しか吸いあげられず、障害者団体からの要望等を通して当事者の声を吸いあげる手段に偏りがちである。また、障害者手帳の認定から漏れた谷間の障害者について意見を吸いあげる機会がない。